

## 安全データシート

作成日 2001年12月10日 改訂日 2024年5月29日

## 1、製品及び会社情報

製品名 : カナセライト  
供給者の会社名称 : 株式会社カナセ  
住所 : 〒649-2105 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 1838 番地 1  
電話番号 : 0739-34-8888 (代)  
担当部門 : アクリルシート製造部  
〒649-2105 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 1838 番地 1  
TEL : 0739-34-8888(代) FAX : 0739-34-8900  
緊急連絡先 : 上記担当部門

## 2、危険有害性の要約

GHS分類 : 成形品 (Article)

製品の中に有害とされる成分を少量含有しているが、製品自体が固体であり取扱いに際し、液体や粉体などのように被曝するものではなく、GHS 分類上 SDS 作成義務はありませんが、情報提供として本 SDS を作成するものです。

有害物質の種類・含有量については色番及び製品厚みで変わるため本書には、通知対象物質で通知閾値を超える含有のある物質の最大含有量を記載しております。含有物質調査が必要な場合は営業部門よりお問い合わせ願います。

物理化学的危険性 : 可燃性の固体。

本製品の粉塵は、粉塵爆発性を有する。板を摩擦したり保護紙を剥がす時、静電気が発生する可能性がある。

健康有害性 : 熱分解ガスは眼や呼吸器を刺激し、めまい、吐き気、頭痛などの症状を起こす事がある。端面が鋭利であるため切削の危険がある。板の破片や切粉が眼に入ったり、吸い込んだりしないよう、保護具等を使用する。

環境有害性 : 環境中では長期間分解しない。

## 3、組成及び成分情報

化学物質又は混合物の区分: 混合物

化学特性に関する情報

共通含有物質

化学名	濃度 (%)	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	CAS No.
メタクリル酸メチル 重合体	95以上	(6)-524	9011-14-7
メタクリル酸メチル (MMA)	2未満	(2)-1036	80-62-6

色板含有物質

化学名	濃度 (%)	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	CAS No.
酸化チタン(IV)	2未満	(1)-558or(5)-5225	13463-67-7
テレピン油	0.7未満	(7)-987	8006-64-2
カーボンブラック	0.2未満	(5)-3328 or (5)-5222	1333-86-4
酸化鉄	0.2未満	(1)-357or(5)-5188	1309-37-1
銅及びその化合物	0.2未満	(5)-3315	1328-53-6

## 安全データシート

ビス(2, 2, 6, 6- テトラメチル-4- ピペリジル) =セバ ケート	0.1未満	1-374	52829-07-9
--------------------------------------------------	-------	-------	------------

その他の成分として耐候性安定剤等を含んでいる。(非公開)

## 4、応急措置

- 目に入った場合 : 眼球を傷つけるおそれがあるので清浄な水で洗い流す。  
取れない場合は医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 通常では問題ないが、加熱して軟化している場合はやけどの恐れがあるため速やかに水で冷やし、必要に応じ医師の手当てを受ける。
- 吸入した場合 : 加熱・燃焼等によりガスを吸入し不快、頭痛、疼痛その他違和感のある場合には、新鮮な空気中に移し、静かに寝かせ、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 消化される事はない。医師に連絡する事。

## 5、火災時の措置

- 消火方法 : 一般火災と同様の消火方法を用いることができる。  
燃焼時には一酸化炭素の他、呼吸器や眼に刺激のあるメタクリル酸メチルが発生するため消火作業は風上から呼吸器を着用して行う。
- 消火剤 : 水、泡、炭酸ガス、粉末消火器

## 6、漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置 : 作業の際には保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用し、板の端面などでの切傷を避け、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
- 環境に対する注意事項 : 散乱した製品は速やかに回収し、環境中への排出は避ける。
- 封じ込め及び浄化の方法  
及び機材 : 少量の場合は、掃除機、ほうき等で掃き集める。  
火花を発生しない安全な用具を使用する。  
防爆型(粉塵爆発安全対策型)の集塵機を使用する。

## 7、取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い : 板の端面は鋭利であるため手足を切らないように注意する。  
保護紙を剥がす際には静電気災害に注意する。  
切削・切断・研磨等による切り粉・粉塵が眼に入ったり、吸入したりしないよう保護具・保護装置を使用する。  
切り粉・粉塵は着火しやすいので清掃を行い、火気の取扱いには注意する。
- 保管 : 高温多湿を避け、火気から遠ざける。

## 8、暴露防止及び保護措置

- 管理濃度: 未設定  
設備対策: 粉塵対策として局所排気装置が有効である。  
許容濃度: メタクリル酸メチルの許容濃度  
日本産業衛生学会(2021年版) 2ppm

粉塵に対しては以下の値を準用するのが妥当と考えられる。

日本産業衛生学会勧告値(2021年)

第3種としての許容濃度 総粉塵 8mg/m<sup>3</sup>

吸入性粉塵 2mg/m<sup>3</sup>

ACGIH(米国産業衛生専門家会議、2020年)

一般粉塵としての推奨濃度 INHALABLE PARTICULATE < 10mg/m<sup>3</sup>

RESPIRABLE PARTICULATE < 3mg/m<sup>3</sup>

## 安全データシート

保護具 :

呼吸用保護具 : 防塵マスク  
 保護眼鏡 : 保護メガネ  
 保護手袋 : 手袋

## 9、物理的及び化学的性質

外観等 : 板状、透明又は着色  
 臭い : ほとんどなし  
 融点・凝固点 : 明確な融点は存在しない。100℃以上で次第に軟化する。  
 引火点 : 280～300℃  
 爆発範囲 : 2.1～12.5Vol%(メタクリル酸メチル) 1)  
 比重 : 1.19  
 溶解度 : 水に不溶  
 自然発火温度 : 450～462℃  
 分解温度 : 220～300℃

## 10、安定性及び反応性

安定性 : 常温では安定。加熱にて分解しメタクリル酸メチルを発生。  
 避けるべき条件 : 可燃性物質であるため着火源は排除する。  
 混触危険物質 : 特になし  
 有害な分解生成物: 約250℃以上に加熱されると、メタクリル酸メチルが発生し、眼や呼吸器を刺激して、めまい、吐き気、頭痛などの症状を起こすことがある。燃焼した場合は黒煙、一酸化炭素、二酸化炭素等を含む燃焼ガスを発生する。

## 11、有害性情報

成成品であり水への溶解もないため有害物質の析出はあったとしても微量と考えられる。  
 ただし、人体組織や体内流体と接触する医療用の器具及び製品、乳幼児の口に触れるものや飲み込む可能性のあるものには使用不可。

急性毒性 : 知見なし  
 皮膚腐食性及び刺激性 : 分解ガスは刺激性あり  
 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 分解ガスは刺激性あり  
 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 知見なし  
 生殖細胞変異原性 : 知見なし  
 発ガン性 : 知見なし  
 生殖毒性 : 知見なし  
 特定標的臓器毒性(単回暴露) : 知見なし  
 特定標的臓器毒性(反復暴露) : 知見なし  
 吸引性呼吸器有害性 : 知見なし

## 12、環境影響情報

生態毒性 : 知見なし  
 残留性・分解性 : 知見なし  
 生体蓄積性 : 知見なし  
 土壌中の移動性 : 知見なし  
 オゾン層への有害性 : 知見なし

## 13、廃棄上の注意

残余廃棄物 : 法令及び地区の条例に従って、焼却又は埋め立て処理を行う。

## 安全データシート

プラスチック回収業者によりリサイクルも可能。

汚染容器・包装：包装が汚染されることはないので材料により所定の廃棄を行う。

### 14、輸送上の注意

国際規制  
国連分類：該当しない  
国連番号：該当しない  
容器等級：該当しない  
海洋汚染物質：該当しない

### 15、適用法令

消防法：指定可燃物 合成樹脂類（3,000kg以上）  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)：産業廃棄物(廃プラスチック類)  
労働安全衛生法：危険物 該当しない  
航空法：該当しない  
船舶安全法：該当しない  
大気汚染防止法：該当しない  
海洋汚染防止法：該当しない  
港則法：該当しない  
道路法：該当しない  
化学物質管理促進法(PRTR法)：該当する可能性がある(MMA含有量)

### 16、その他の情報

(引用文献等)

- 1)安全データシート(メタクリル酸メチル) (旭化成株式会社)(2024年)
- 2)JIS Z 7252: 2019 GHSに基づく化学品の分類方法
- 3)JIS Z 7253: 2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

#### 記載内容の取り扱い

危険、有害性の評価は十分ではありませんので、取り扱いには十分注意をお願いします。  
記載内容は情報提供であって保証するものではありません。

カナセライトは「GHSに基づく化学品の分類方法(JIS Z 7252-2019)」により化学品に分類されないため、本来はSDSを作成する必要はありませんが情報提供として本SDSを作成するものです。